

ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金

長野市では、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、こどもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、20歳未満の児童が高等学校等に通学する際にかかる費用の一部を援助しています。

1 対象になる方

- ・公共交通機関を利用して高等学校等（※）に通学する児童を養育する、母子家庭、父子家庭、または養育者の方

保護者、児童ともに長野市に住民登録のある方が対象です。

年度の途中からひとり親家庭になった方は、翌月分から支給の対象になります。

※高等学校等の詳細は裏面をご覧ください

2 認定基準

- ・公共交通機関を利用し、通学距離が片道 2km 以上であること
- ・前年の所得が、児童扶養手当の「全部支給」と同等以下（※）であること

※所得制限額は裏面をご覧ください。

3 支給額

- ・定期券購入金額を月額換算した額の半額。（月額上限：5 千円）
- ・10 月、4 月に支給します。（10 月は利用期間 4 ～ 9 月分の支給）

4 必要書類

① ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金申請書

② 交通機関の定期券のコピー

(1) 新 KURURU バス定期券の場合は、発行時の明細書を添付してください。

(2) モバイル Suica などスマホアプリを利用した鉄道定期券の場合は、スマホ画面のスクリーンショット等を印刷して添付してください。（利用可能期間を過ぎた定期券は画面に表示できなくなりますのでご注意ください。）

※利用者氏名・利用期間・利用区間・購入金額がわかるものの添付をお願いします。

※利用期間が当該年度以前のものは対象外です。

③ 当該年度の在学証明書

④ 振込先口座が確認できる書類のコピー（通帳/キャッシュカード等）

⑤ その他必要書類

ひとり親家庭であることが確認できない場合には、戸籍などの提出を求める場合があります。

5 申請方法

郵送 または 子育て家庭福祉課（長野市役所 第二庁舎 2 階）窓口で提出

〈郵送宛先〉

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地 長野市こども未来部 子育て家庭福祉課

6 申請受付期間

令和 8 年 3 月 31 日（消印有効）

【裏面に続く】

注意事項

◆ 高等学校等の基準について

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）、盲学校（高等部に限る。）、ろう学校（高等部に限る。）、養護学校（高等部に限る。）及び学校教育法第 125 条第 2 項に規定する専修学校の高等課程（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 3 号の規定による文部科学大臣の指定を受けているものに限る。）

※対象年齢は、20 歳未満です。

※中学生、大学生は対象になりません。

※通信制、定時制高校、高等専門学校の 4 年生以上は対象になりません。

◆ 通学に使用した定期券の購入実績により支給します。

定期券コピーの添付がない期間は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

支給には、定期券の金額、期間（〇月〇日から〇月〇日まで）、使用者の氏名を確認します。金額のみ記載の領収書では支給ができない場合があります。

◆ 申請のタイミングは、任意です。定期券購入の都度 1 枚ずつ、複数の定期券をまとめて年に数回、年度末にまとめて 1 回、いずれの方法でも可能です。

ただし、年度内に複数回申請書を提出する場合でも、その都度必要書類①～④の添付が必要です。

所得制限額

R 6. 1

1. 1 制度改正

扶養の人数	所 得 額
0 人	6 9 0, 0 0 0 円
1 人	1, 0 7 0, 0 0 0 円
2 人	1, 4 5 0, 0 0 0 円
3 人	1, 8 3 0, 0 0 0 円
4 人	2, 2 1 0, 0 0 0 円
5 人	2, 5 9 0, 0 0 0 円

※ 扶養の人数とは、税法上の扶養人数のことを指します。

※ 受給者本人に次の扶養親族がある場合、上記限度額（所得額）に加算できます。

※ 老人扶養親族（70 歳以上）1 人につき 100,000 円、特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）1 人につき 150,000 円、16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 1 人につき 150,000 円。

※ 注：市・県民税の申告がされていない場合は審査ができず支給できません。必ず申告を行ってください。

○お問合せ先

長野市役所 こども未来部子育て家庭福祉課
給付支援担当

電話：026-224-5031(直通)

FAX：026-224-7698